

議案第18号

電気使用量の管理に関する業務に伴う損害の賠償に係る和解について

次のとおり電気使用量の管理に関する業務（以下「デマンド管理業務」という。）に伴う損害の賠償に係る和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年11月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

広島市 法人

2 和解の要旨

デマンド管理業務に伴い生じた損害について

- (1) 和解の相手方は損害賠償金528,053円を県に支払うものとする。
- (2) 県と和解の相手方が締結しているデマンド管理システム業務委託契約書について、和解の相手方の責めに帰すべき理由により県に損害が生じた場合は、和解の相手方が、損害賠償の責を負うものとする事項を加えること。

3 和解の概要

県立学校のデマンド管理業務を受託している和解の相手方が、県立鳥取西高等学校における当該デマンド管理業務に要する装置を誤って設定したため、電気料金が過大となることが判明した。

このことについて、和解の相手方には、当該装置の設定確認を怠った過失が認められるため、県は、和解の相手方に対し過大となる電気料金を負担させること及びデマンド管理システム業務委託契約書を変更することで和解しようとするものである。